

第 10 条（注 2）

【TAAK:明確を期するために「引渡時の事業用地の状態」について、具体的な例を明示すべきと考えます。】

第 21 条第 6 項

「第四項の場合における是正措置に要する費用は選定事業者の負担とし、前項の場合における検査及び検査に伴う復旧に直接要する費用は前項の検査の結果、工事の施工部分がこの契約、設計図書及び関係図書に適合していると認められるときは、管理者等の負担とし、その余のときは、選定事業者の負担とする。」【TAAK:公平の観点から、検査の結果、設計図書等の違反がなかった場合の検査、復旧に要した費用は管理者等の負担とすべきと考えます。】

削除: 改造

削除: 並びに

第 25 条第 2 項

「管理者等に引き渡すことができないと認めるときは、」

第 25 条第 3 項

「管理者等に引き渡すことができない場合においては、」

第 30 条（注 1）

選定事業者が任意に業務要求水準書の定める保険以外の保険に任意に加入した場合（第六十七条第四項参照）の保険による保険金は、第三項による損害による費用からの控除の対象にはならない。【TAAK:第三項の規定から明らかではありませんが、事業者に任意の保険に加入することによってリスクヘッジを図る動機を与えるために、この点明示するのが適当と考えます。】

第 32 条第 2 項

「この場合において、検査又は検査に伴う復旧に直接要する費用は、第一項の検査の結果、PFI 施設がこの契約、設計図書及び関係図書に適合していると認められるときは、管理者等の負担とし、その余のときは、選定事業者の負担とする。」【TAAK:公平の観点から、検査の結果、設計図書等の違反がなかった場合の検査、復旧に要した費用は管理者等の負担とすべきと考えます。】

第 33 条第 1 項

「管理者等に引き渡すものとする。」

第 56 条（注 4）

「管理者等が受けた損害額が第二項の違約金を上回るときは、」

削除: 前

第 60 条第 2 項

「この場合において、検査又は検査に伴う復旧に直接要する費用は、第一項の検査の結果、PFI 施設がこの契約、設計図書及び関係図書に適合していると認められるときは、管理者等の負担とし、その余のときは、選定事業者の負担とする。」【TAAK:公平の観点から、検査の結果、設計図書等の違反がなかった場合の検査、復旧に要した費用は管理者等の負担とすべきと考えます。】

第 60 条（注）

「...契約解除後の金利の決定方法等を記載する。ただし、選定事業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合のほかは、管理者等は、支払いを一括払いとするよう努めるものとする。また、第三項の...」

第 62 条（注 4）

「選定事業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合のほかは、管理者等は、第五項の施設整備に係るサービス対価の残額の支払いを一括払いとするよう努めるものとする。」

第 66 条第 1 項第 2 項

【TAAK:遅延損害金の算定利率が、管理者等と選定事業者とで異なるのは、公平でありませぬ。両者を同一の利率にすべきと考えます。】

第 66 条第 3 項

「管理者等に引き渡すことができない場合においては、」

第 66 条（注 2）

「『施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除く。）』とあるのは、」

削除: 整費

削除: 以下同じ。

第 69 条（注）

「『その他の法令』」

削除: 行政機関の保有する情報の公開に関する法律